

日立市十王・日立市入野霊園

霊園一時使用（墓碑工事）の手引き

令和4年3月一部改正

- 墓碑工事に関して大切なことが書いてあります。最後までよく読んでください。
- 手引きに記載されている基準等を満たしていない場合、工事のやり直しを指示することがあります。
- 工事中に事故等が発生した場合、直ちに環境衛生課へ報告してください。

令和4年3月

日立市環境衛生課

1 墓碑等の設置基準

(1) 日立市十王霊園（以下『十王』）

設備の種類	設 備 基 準
墓 碑	(1) 地下納骨施設(カロート)の上部に設置してください。 (2) 高さ 220cm 以内で設置して下さい。 (3) 基数は1基とします。
地下納骨施設	既存の物を使用します。
地蔵尊、線香台、供物台、塔婆立、墓誌、置台、灯籠、花立	(1) 高さ 180cm 以内で設置して下さい。 (2) 地蔵尊、線香台、供物台、塔婆立、墓誌及び置台の基数は1基とし、灯籠及び花立は一对とします。
囲 障	既存の物を使用します。
樹 木	高さ 200cm 以内とし、囲障の外側に出さないでください。
備考	1 <u>高さの基準は、墓前通路面です。</u> 2 <u>盛土は、高さ5cm以内とします。</u> 3 墓碑は、前通路側を正面として設置してください。

(2) 日立市入野霊園（以下『入野』）

設備の種類	設 備 基 準
墓 碑	(1) 第1種、第2種は、高さ 250cm 以内で、第3種は、高さ 150cm 以内で設置してください。 (2) 基数は1基とします。
地下納骨施設	焼骨を埋蔵するまでに設置してください。
地蔵尊、線香台、供物台、塔婆立、墓誌、置台、灯籠、花立	(1) 第1種、第2種は、高さ 160cm 以内で、第3種は、高さ 120cm 以内で設置してください。 (2) 地蔵尊、線香台、供物台、塔婆立、墓誌及び置台の基数は1基とし、灯籠及び花立は一对とします。
囲 障	(1) 焼骨を埋蔵するまでに設置してください。 (2) 高さ 62cm 以内で設置してください。
備考	1 <u>高さの基準は、前通路の縁石です。</u> 2 <u>盛土は、高さ30cm以内にしてください。</u> 3 墓碑は、前通路側を正面として設置してください。

2 申請にあたって

- (1) 霊園一時使用許可申請者は、墓所使用許可証の交付を受けた方に限ります。
- (2) 工事施工者及び申請者は、墓所の位置・状況等を事前に現地で確認のうえ、設置基準以内になるよう申請してください。
- (3) 申請書類は、余裕をもって提出してください。
(許可までに数日を要する場合があります。)
- (4) 申請書類は、市のホームページからダウンロードできます。

3 申請書の書き方と提出

- (1) 霊園一時使用許可申請書 (1部) …………… 記載例 1 (7ページ) 参照

ア 「一時使用の期間 (工事期間)」 は、最長 1 ヶ月です。

※日数は、工事開始日の属する月の日数を上限とします。

工事開始日が 2 月の場合は、工事期間日数は 28 日又は 29 日となります。

イ 「工事内容」 は、次のとおり簡単明瞭に記載してください。

- 「外柵設置工事 一式 (別紙内訳書のとおり)」
- 「墓碑等設置工事 一式 (別紙内訳書のとおり)」
- 「墓碑等撤去工事 一式」

ウ 工事施工者の記載欄は、社判でも可。ただし、印影が明瞭で判読できるものとし、氏名欄には名称、代表者の氏名及び担当者の氏名を記載してください。

エ 「添付書類」 は次のとおりです。

- (ア) 墓所使用許可証の写し …… 2部
- (イ) 墓所設備設置内訳書 …… 2部
- (ウ) 墓所工事申請書付図 …… 2部
- (エ) 墓所工事申請書付図 2 …… 2部

*使用中止に伴う墓碑等撤去工事の場合は、(ア) のみ (両面の写し)

- (2) 墓所設備設置内訳書 …………… 記載例 2 (8ページ) 参照

ア 許可番号・墓所の位置 (区列番) を忘れずに記入してください。

イ 各設備の寸法については、内訳書により完成検査を行いますので、図面と設置物に差異が生じないようにしてください。

ウ 墓碑等のデザイン・形状・材質には特に定めはありません。

エ 『十王』 詳細について

- (ア) 設置する設備をすべて記入してください (既存の設備も含む)。
- (イ) 寸法記入を必要とする事項
 - 墓碑等設備の最大値 (墓前通路面からからの高さ、以下同じ)
 - 囲障 (外柵) の幅・高さ・奥行き

- **盛土(碎石・基礎コンクリート含む、以下同じ)の高さ**
- 墓碑 (盛土面からの高さ・幅・奥行)
- その他設置する場合
 灯籠(種類・高さ)、墓誌(高さ・幅・厚さ)、塔婆立(盛土からの高さ・幅・厚さ)、
 香炉・花立 (高さ・幅・奥行) 、形象類(高さ)、
 その他の工作物(高さ・幅・奥行)、**植栽樹木(樹種・高さ・葉張り・数量)**
- 花立と水鉢を併せて設置する場合、幅はその全体の寸法とします。
例 花立：高さ20cm・幅65cm・奥行20cm
- 敷き砂利は、敷均し厚さと、面積を記入してください。
例 敷砂利 厚さ5cm 面積 2㎡
- 敷石は、幅、奥行、厚さ、枚数を記載してください。

オ 『入野』詳細について

(ア) 設置する設備をすべて記入してください(既存の設備も含む)。

(イ) 寸法記入を必要とする事項

- 墓碑等設備の最大値 (**墓前通路の縁石**からの高さ、以下同じ)
- 囲障(外柵)の幅・高さ・奥行き (外柵の高さに灯籠は含みません)
- 盛土 (碎石・基礎コンクリート含む、以下同じ) の高さ
- **地下納骨施設(以下「カロート」)の内法寸法(高さ・幅・奥行き)**
- 墓碑 (盛土面からの高さ・幅・奥行)
- その他設置する場合
 灯籠(種類・高さ)、墓誌(誌面の高さ・幅・厚さ)、
 塔婆立(盛土からの高さ・幅・厚さ)、香炉・花立 (高さ・幅・奥行) 、
 形象類(高さ)、その他の工作物(高さ・幅・奥行)
- 敷き砂利は、敷均し厚さと、面積を記入してください。
- 敷石は、幅、奥行、厚さ、枚数を記入してください。

(3) **墓所工事申請書付図** 記載例 3 (9ページ)参照

ア 墓所設備設置内訳書に記載した設備全てと必要な寸法を記入し図面化してください。必要な寸法とは、墓碑等設備の最大値、盛土の高さ、外柵の高さ・幅・奥行、カロートの内法寸法、墓碑の高さ、塔婆立ての高さ、墓誌の高さです。

イ 記載は丁寧にわかりやすく作図してください。

ウ 訂正削除で、修正液等は使用しないでください。

(4) **墓所工事申請書付図 2** 記載例 4 (10ページ)参照

ア 墓碑に刻する碑文等を記載してください。

イ 墓碑の碑文に、使用者の姓と異なった姓を刻する場合は、その理由として使用者との関係がわかる書類(戸籍謄本等・1部)を添付してください。

4 霊園一時使用許可証の交付

- (1) 申請書類を審査のうえ、霊園一時使用許可証（以下許可証）を交付します。
- (2) 一時使用料(890円)を納めていただきます。納付書を発行しますので、最寄りの日立市指定金融機関等で所定の金額を納めてください。

5 設置工事の注意事項

- (1) 霊園の開園時間は、午前8時30分から午後5時までです。工事は、平日の開園時間内
内
に行ってください。
- (2) 土曜日、日曜日、祝日、お盆、お彼岸及び年末年始は工事ができません。
- (3) 工事のために入園する際は、許可証(コピーで可)を携行し、市職員の要請があればそれを提示してください。
- (4) 園内での営業行為は禁止です。
- (5) 霊園内は、環境衛生課職員の指示に従い、清潔に使用してください。
- (6) 設備の設置位置・寸法は、設置基準に基づいて、許可証の図面のとおり施工してください。
- (7) 隣接墓所に影響を与えないよう細心の注意を払うとともに、工事資材、残土等を不用意に置かないでください。
- (8) 工事に伴い発生した残材・コンクリート・その他のゴミは、持ち帰ってください。
- (9) 資材の仮置場は責任を持って管理し、工事完成までに原状に戻してください。
- (10) 園内の共用施設を損傷しないよう十分注意し、必ず保護等を施してください。
- (11) 閉園後に工事機材を放置しないでください。
- (12) 生コン車使用の際、園内で生コン車の洗浄を禁止します。
- (13) 園内でコンクリート及びコンクリートが付着した道具等を洗浄した水を流さないで
ください。
- (14) 園内の手桶及び柄杓は墓参者専用です。施工時には使用しないでください。
- (15) 現場の状況等でやむを得ない理由により設置物の内容を変更する場合は、事前に環境衛生課と協議し、内容変更の許可を受けてください。
- (16) 工事が1ヶ月以内で完了しない場合は、再度一時使用許可申請(工期延長)をしてください。その際は、一時使用料の納入が必要となります。工期延長の申請においても内訳書及び図面等の添付書類一式が必要となります。

(17) 墓誌を取り外して刻字する場合には、一時使用許可申請が必要になります。現場
で

刻字をする場合には申請は不要ですが、事前に環境衛生課の承認を得てください。

(18) 既存の墓碑等のリフォームについても、一時使用許可申請が必要となります。
工事完了後の様子がわかるように、既存部分も含めた設計書や図面を作成して申請し
てください。

(19) 『**十王**』について

ア 設置基準における高さは、使用墓所に面する**墓前通路**からの高さとしします。

イ 墓碑(台石・拝石を含む)、香炉・花立はカロートの上面に設置してください。

ウ 不要となった**カロートの蓋**は、**各使用者が責任を持って保管又は処分**してください。

エ 既存のカロートを改造したり、形状を変更することはできません。

オ 囲障は原則既存の縁石を使用するものとしします。既存囲障を改造したり、形状を変
更することはできません。なお、既存囲障の内側に、既存囲障の高さを超えない囲障
を新たに設置できるものとしします。

カ 既存囲障が著しく劣化している区画については、事前に相談があった場合に限り隣
接墓所と接している共用部分を除き、同じ高さの囲障を新たに設置できるものとしま
す。

キ 石材の搬入は、園内の階段スロープを使用してください。ただし、園路を損傷しな
いよう注意するとともに、墓参者の妨げにならないように作業を行ってください。

(20) 『**入野**』について

ア 設置基準における「高さ」は、使用墓所に面する**墓前通路の縁石**からの高さとしま
す。

イ 作業車は、3 m幅の園内道路まで入ることができますが、施設及び墓所を損傷しな
いよう十分注意してください。

ウ 進入のため「車止」をはずした場合は、その都度直ちに戻してください。

エ 植物を植えることはできません(芝生等含む)。

オ 工事に先立ち、隣接する区画との境界について、寸法等を確認してください。

カ 境界の中心から1.0cm以上離して設備を設置してください。

キ 基礎工事をする際は、隣接する区画から2.0cm以上離して施工してください。

ク 基礎部分は隣接区画とは接着させないこと。

ケ カロートの地下排水のため、第1種・第2種は地盤面より**65cm**下に、第3種は

地盤面より75cm下に暗渠を設けていますので、それに接続して下さい。

- コ 掘削等をやむをえず隣接墓所に影響を及ぼす場合、又は境界杭の管理は環境衛生課と協議し、一時使用許可を受けた者の責任において処理してください。

6 完成検査

- (1) 工事完了後は、環境衛生課職員の検査を受けてください。
- (2) 検査は、毎週火曜日の午後1時30分(平日のみ、火曜日が祝日の場合は除く)に行います。許可工事期間内(最終日が水曜日以降の場合は直近の火曜日)に検査を受けてください。なお、希望検査日の前日までに環境衛生課に連絡してください。
- (3) 検査は一時使用許可証に基づき、設置工作物、寸法、碑文の内容等を以下のとおり確認します。
 - ア 申請された図面どおりの施工がされているか。
 - イ 設置基準内に収まっているか。
 - (高さの基準：『十王』は「墓前通路面」、『入野』は「前通路の縁石」とします)。
 - ウ 『入野』のみ：隣接墓所から2.0cm以上離れているか(外柵及び基礎部分)。
- (4) 完成検査に先立ち、あらかじめ申請内容を下検査し、工事内容と書類の確認をしてください。
- (5) 完成検査には、申請者又は施工者が立ち会ってください。
- (6) 使用中止に伴う墓碑等撤去工事の場合は、土を山砂等により入替(10cm程度)してください。
- (7) 検査時には、次のものを用意してください
 - ア 霊園一時使用許可証(原本)
 - イ 完成写真
 - 所定の台紙に貼ったもの 2部 …………… 記載例 5(10ページ)参照
 - ① 正面 ② 側面
 - *使用中止に伴う墓碑等撤去工事の場合
 - ① 撤去前 ② 撤去後
- (8) 検査の結果、設置基準を見たいしていない場合は、やり直しとなります。

7 事故等について

- (1) 工事中に発生した事故・盗難等について、市では一切責任を負いません。
- (2) 事故等が発生した場合には、直ちに環境衛生課に報告するとともに、原因者の責

任 で処理してください。
様式第7号

記載例 1

霊園一時使用許可申請書

***年 * 月 ** 日

日立市長 殿

住所（所在地） 日立市助川町1丁目1番1号
申請者 氏名（名称） 日立 太郎
電話 22-3111

次のとおり、霊園を一時使用したいので申請します。

霊 園 名	日立市十王霊園または入野霊園
一時使用する場所（工事場所）	
墓 所 の 位 置	○ 区 ○ 列 ○ 番
使 用 面 積	△m ²
一時使用の期間（工事期間）	***年**月**日から***年**月**日まで（**日間）
工 事 内 容	墓碑等設置工事一式(別紙設計書のとおり)
工 事 施 工 者	
住 所（所在地）	日立市十王町10番地の10
氏 名（名 称）	株式会社 日立十王石材 代表 十王 十郎
電 話	10-1010 担当 ○○
添 付 書 類	
<input checked="" type="checkbox"/> 設計書	(※ 書類添付時に、口内にチェックしてください)
<input checked="" type="checkbox"/> 図 面	

『十王』

記載例 2

墓所設備設置内訳書 (第○種) 許可番号 第○-○号 区画番号○区 ○番

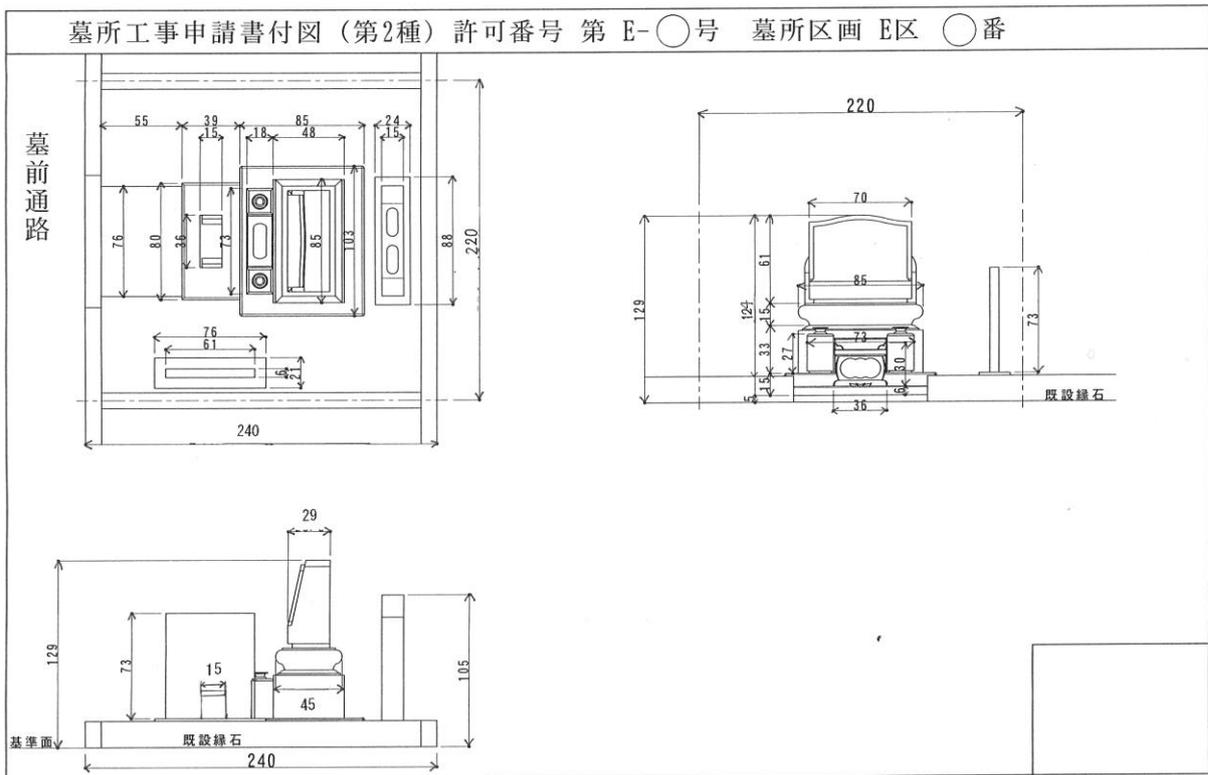
施設名	細別・規格寸法	数量	単位	摘要 (施行業者名)	完成確認
	全 高:墓前通路より129cm	1	式	(株)日立十王石材	
墓 碑	全体寸法:高さ124cm・幅85cm・奥行124cm	1	基	日立市十王町10-10	
	碑 石:高さ60cm・幅60cm・奥行45cm	1	基	10-1010	
	台 石:高さ33cm・幅85cm・奥行48cm	1	基		
	蓋 石:高さ 5cm・幅80cm・奥行39cm	1	基		
香 炉	高さ30cm・幅36cm・奥行15cm	1	基		
花 立	高さ27cm・幅73cm・奥行18cm	1	対		
墓 誌	誌 面:高さ73cm・幅61cm・厚さ6cm	1	基		
	全 高:墓前通路より105cm				
塔婆立	高 さ105cm・幅 88cm・厚さ 15cm	1	基		
敷石等	種 類:玉砂利・敷石				
	敷砂利:厚さ3cm	3	m ²		
	敷 石:幅76cm・奥行55cm・厚さ5cm	1	枚		

『入野』

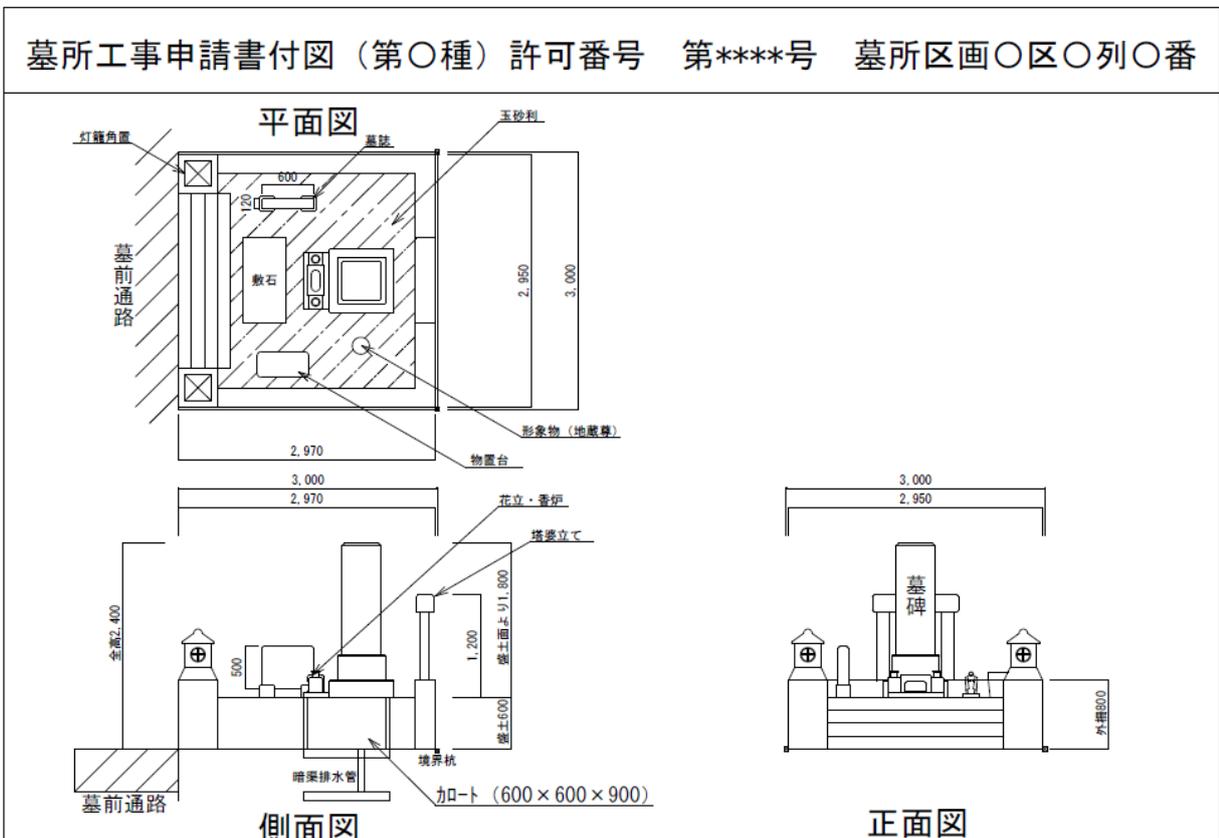
墓所設備設置内訳書 (第○種) 許可番号 第 ****号 区画番号 ○区 ○○列 ○○番

施設名	細別・規格寸法	数量	単位	摘要 (施行業者名)	完成確認
	全 高:前通路縁石より250cm・盛土高30cm			(株)日立十王石材	
外 柵	全体寸法:高さ62cm・幅158cm・奥行250cm	1	基	日立市十王町10-10	
カーポート	内 法:高さ60cm・幅60cm・奥行90cm	1	基	10-1010	
墓 碑	高 さ:盛土面より190cm	1	基		
	:高さ100cm・幅45cm・奥行45cm	1	基		
	芝 台:高さ25cm・幅45cm・奥行20cm	1	基		
香 炉	高 さ:20cm・幅45cm・奥行20cm	1	基		
花 立	高 さ:25cm・幅45cm・奥行20cm	1	対		
塔婆立	高 さ:盛土面より120cm・幅100cm・奥行20cm	1	基		
墓 誌	誌 面:高さ50cm・幅60cm・厚さ12cm	1	基		
灯 籠	種 類:角置 45cm角・高さ60cm	1	対		
物置台	自然石 長径60cm・高さ 30cm	1	基		
形 象	種 類:地藏尊 高さ30cm	1	基		
敷 石		○	枚		

『十王』



『入野』



記載例 4

墓所設備図面2 許可番号 第 **** 号 墓所区画 ** 区 ** 列 ** 番

碑文

備考 使用者の姓と異なる姓または、複数の姓を墓碑に銘する場合は、書類（戸籍謄本）を添付してください。

完成写真 許可番号 第 **** 号 ○○区 ○列 ○○番

正 面
側 面

記載例 5

使用中止に伴う墓碑等撤去工事の場合は、撤去前と撤去後

霊園一時使用許可申請から工事完了まで

環境衛生課窓口（市役所2階山側）

許可申請

1 霊園一時使用許可申請書を提出する（申請書1部、添付書類は各2部）。

<添付書類>

- (1) 霊園使用許可証の写し *返還に伴う墓碑等撤去工事の場合は、(1)のみ(両面)
- (2) 墓所設備設置内訳書
- (3) 墓所工事申請書付図
- (4) 墓所工事申請図付図2
- (5) その他

・使用者と碑文の姓が違う場合⇒戸籍謄本等（1部）

※申請書は右のQRコードからダウンロードできます。



2 審査後、一時使用許可証を交付します。

3 一時使用料（**890円**）を納入通知書により、日立市指定金融機関等で納付します。

↓
工事着手（1ヶ月以内）

工事完了

- 1 現場下検査をする。 * 返還に伴う墓碑等撤去工事の場合は、
- 2 完成写真を撮影する。 土を山砂等により入替する
- 3 電話等により、完成検査の申込をする（検査日前日まで）。

↓
完成検査：毎週火曜日の午後1時30分（平日のみ、火曜日が祝日の場合は除く）

- 1 申請者または施工者が立会う。
- 2 用意するもの
 - (1) 霊園一時使用許可証（原本）
 - (2) 完成写真（2部）

問合せ先

日立市環境衛生課 8:30~17:15（土日、祝日を除く）

〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号

電話 0294(22)3111 内線542・543 IP電話 050-5528-5067(直通)

E-mail eisei2@city.hitachi.lg.jp



令和4年3月発行